

(別紙)

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動

事業実施委託事業者選定基準

令和8年3月26日

1 目的

この選定基準は、江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託事業者選定委員会設置要領に基づき、事業の委託先候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本的事項

本事業を受託する事業者は、国が取り組む部活動改革の本旨を理解し、学校や各種団体と連携しつつ、学校部活動に替わる地域クラブ活動を安定的に運営できる経営状態が堅調な事業者でなければならない。

そのため、地域クラブ活動の運営に適した指導者を安定的に確保し、十分な研修体制のもと、的確な配置を行える事業者でなければならない。

加えて、本事業を通じ、将来を見据え、本区の実情に応じた持続可能な仕組みづくりを区とともに検証していける事業者でなければならない。

3 事業者選定基準

- (1) 安定した事業運営ができること。
- (2) 国の進める部活動改革の趣旨を理解し、配置する指導者に必要な資質及び能力についての考え方が明確であること。
- (3) 類似する事業において信頼のできる実績があり、安定的に指導者の確保及び配置ができるとともに、指導者の服務等の管理が徹底されていること。
- (4) 区及び学校との連絡を円滑に行うため、管理責任者を適切に配置できること。
- (5) 法令を遵守し、適正な請負業務を行うことができること。

4 事業者選定審査評価基準

別紙のとおり

5 事業者選定審査方法

書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングの得点順により、契約を締結する委託先候補者を選定する。